

新型コロナウイルス感染症に関する、釧路

市民の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧

	対象	名称	内容 ※詳細および最新情報は各問合先へご確認ください	申込・問合先	
給付金等	全ての皆さんに	特別定額給付金	一人当たり10万円 住民基本台帳に記録されている全ての方に対して、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、 一人当たり10万円を給付します。	釧路市 地域福祉課 ☎61-5033	
	業務や通勤などで発症した	労災保険の休業補償 (労働基準監督署への申請)	平均賃金の80% 労災保険の休業補償であると認められる場合は、 労災保険給付の対象となります。	厚生労働省 北海道労働局 釧路労働基準監督署 ☎45-7835	
	感染・感染の疑いで無給や減給になった	国民健康保険の傷病手当金の支給	新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる方が仕事を休み、無給や減給になった場合に、国民健康保険の 傷病手当金を受けとれる場合があります。	釧路市 国民健康保険課 ☎31-4527	
		後期高齢者医療制度の傷病手当金の支給	新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる方が仕事を休み、無給や減給になった場合に、後期高齢者医療制度の 傷病手当金を受けとれる場合があります。	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 釧路市 医療年金課医療給付担当 ☎31-4526	
	収入減で家賃が払えない	住宅確保給付金の支給 (対象範囲拡大)	家賃相当額(上限あり) 離職・廃業(2年以内)、休業等による収入減少で住居を失う、またはそのおそれのある方に対し、 家賃相当額(上限あり)を支給します。 ※個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人。	釧路市 生活相談支援センター(くらしごと) ☎65-1250	
		道営・市営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症の影響による雇用先からの解雇に伴い、現に居住している社宅などから退去を余儀なくされる方または同居親族に該当する方に、 道営・市営住宅を提供します。 ※提供する住宅や使用期限については、問い合わせ先を確認してください。	北海道 道営住宅：釧路総合振興局建設指導課 ☎43-9193 釧路市 市営住宅：住宅課 ☎31-4564	
	収入減で学費が払えない	授業料の減免 奨学金の支給等 (高等教育修学支援新制度)	予期できない事由により家計が急変し、世帯(父母等)の収入が減った場合、 授業料等減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。	日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301	
		高校生等奨学金給付金 (公立高校・私立高校)	家計急変世帯に対して、 授業料等以外の教育に必要な経費を給付します。	北海道教育委員会 公立：教育庁高等教育課 ☎011-204-5760 北海道 私立：北海道庁学事課 ☎011-204-5066	
	貸付	休業・失業等で生活資金に不安 (生活福祉資金の貸付)	緊急小口資金【特例貸付】 (主に休業された方向け)	最大20万円(貸付) 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して、 最大20万円を貸し付けます。 据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後2年以内	釧路市社会福祉協議会 釧路支所 ☎24-1565 阿寒支所 ☎66-4200 音別支所 ☎01547-6-2941
			総合支援資金 生活支援費【特例貸付】 (主に失業された方向け)	単身世帯15万円 複数世帯20万円(貸付) 収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対して、 単身世帯：月額15万円以内、複数世帯：月額20万円まで貸し付けます。 据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後10年以内	
猶予	税の申告や納税が今は厳しい	申告期限等の延長 納税の猶予 (市税・道税・国税等)	市税・道税・国税について期限内に申告や納税ができない場合は、 申告期限の延長や納税の猶予 が適用される場合があります。また、国民健康保険料や介護保険料についても、 徴収の猶予 が適用される場合があります。	釧路市 市税・保険料：市役所納税課 ☎31-4517 北海道 道税：釧路総合振興局納税課 ☎43-9179(自動車税) ☎43-9173(その他の税) 国税局 国税：釧路税務署 ☎31-5100(延長) ：札幌国税局猶予相談センター ☎0120-291-675(猶予)	
	社会保険料等が払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	厚生年金保険料、労働保険料等の 納付の猶予 が適用できる場合があります。	厚生労働省 厚生年金：釧路年金事務所 ☎22-5810 労働保険：北海道労働局 ☎011-709-2311	
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予	一時的に水道料金・下水道使用料の支払いに困難をきたしている方に関し、 支払いを猶予します。	釧路市 上下水道部サービス課 ☎43-2162	
	後期高齢者医療保険料の支払いが今は厳しい	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	後期高齢者医療保険料の 徴収猶予 が適用となる場合があります。	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 釧路市 医療年金課医療給付担当 ☎31-4526	
減免等	保険料等の支払いが厳しい	国民健康保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、釧路市国民健康保険の世帯の主たる生計維持者の収入減少などが見込まれる場合、 国民健康保険料の減免 の対象となる場合があります。	釧路市 国民健康保険課 ☎31-4528	
		後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、後期高齢者医療保険の世帯の主たる生計維持者の収入減少などが見込まれる場合、 後期高齢者医療保険料の減免 の対象となる場合があります。	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 釧路市 医療年金課医療給付担当 ☎31-4526	
		介護保険料の減免 (65歳以上の方)	新型コロナウイルス感染症の影響により、同一世帯の主たる生計維持者の収入減少などが見込まれる場合、 介護保険料の減免 の対象となる場合があります。	釧路市 介護高齢課介護保険担当 ☎31-4598	
		国民年金保険料の免除・納付猶予等	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少等で所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより国民年金保険料の 免除・納付猶予等 の対象となる場合があります。	厚生労働省 釧路年金事務所 ☎22-5810 釧路市 医療年金課年金担当 ☎31-4532	
	医療費の支払いが厳しい	一部負担金の減免等 (医療費自己負担分)	釧路市国民健康保険の被保険者が特別な理由による著しい収入減等により困窮し医療費の一部負担金の支払いが困難になった場合に適用する 減免制度 があります。	釧路市 国民健康保険課 ☎31-4527	
		一部負担金の減免等 (医療費自己負担分)	後期高齢者医療保険の被保険者が特別な理由による著しい収入減等により困窮し医療費の一部負担金の支払いが困難になった場合に適用する 減免制度 があります。	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 釧路市 医療年金課医療給付担当 ☎31-4526	
	市営住宅の家賃の支払いが厳しい	市営住宅の家賃の減免・猶予	市営住宅の入居者で収入が著しく減少した方に対して、家賃の 減免や猶予 が適用される場合があります。 ※世帯の状況によって必要な申請書類が異なるため、事前にお問い合わせください。	釧路市住宅公社 ☎31-4563 釧路市 阿寒建設課 ☎64-6191 音別建設課 ☎01547-6-2231	